

四日市市告示第 3 号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定により、三重県知事から四日市都市計画公園事業9号霞ヶ浦緑地にかかる図書の写しの送付を受けたので、同条第2項及び都市計画法施行規則第49条の規定に基づき、次の場所において公衆の縦覧に供する。

平成29年1月5日

四日市市長 森 智広

1. 縦覧期間

平成29年1月5日から平成33年7月31日まで

2. 縦覧場所

四日市市教育委員会国体推進課

(教育委員会国体推進課)